

燕市地域おこし協力隊募集要項（新規就農）

新潟県燕市は、新潟県のほぼ中央に位置する、スプーンやフォークなどの金属洋食器やキッチンツールをはじめとした金属製品製造業が盛んなまちです。

ものづくりのまちとして知られていますが、実は市の面積の半分が水田や畑といった農地で、お米、きゅうり、トマトなどが生産される農業のまちでもあります。

全国的な傾向に漏れず、燕市の農家数は減少の一途をたどっており、農家の高齢化も進んでいるため、この先も減少が見込まれます。

これに伴い、遊休農地の増加が懸念されています。

そこで、燕市では、新規就農者の増加や地域農業の活性化など、本市農業における課題を解決しながら、自らも就農を目指す「燕市地域おこし協力隊（新規就農）」を募集します。

活動内容としては、燕市内での就農を目標とし、必要な技術の習得に努めていただきます。

また、市内農家や地域の活動に参加し、交流を通じて、燕市の農業について理解を深め、営農の知識を得ていただきます。これらの活動や燕市農業の魅力を、情報発信していただきます。

農家への第一歩を、燕市で踏み出してみませんか？

【こんな人におすすめです！】

- やったことないけど、農業が好きだ！と思う人
- 就農したいが、就農のしかたがわからない人
- SNSなどを活用した情報発信が得意な人



1、活動内容

(1)農業技術の習得

- ・農業技術等の研修会への参加、市内農家での技術習得 など

(2)地域活動への参加、農家との連携等

- ・清掃、草取り等の活動への参加
- ・市内農家へのヒアリング など

(3)燕市農業の魅力発信

- ・就農までの過程を SNS 等を中心に発信
- ・SNS や Web サイトを活用した魅力発信

(4)協力隊員としての研鑽

- ・新潟県や燕市が行う地域おこし協力隊に関する会議や研修、イベント等への参加。 ※毎月 1 回燕市役所で行われる協力隊定例ミーティング（活動報告・意見交換）に参加していただきます。

2、募集人数

1 人

3、募集対象

- ・申し込み時点で三大都市圏及び都市地域等（*1）（過疎、山村、離島、半島などの地域に該当しない市町村）に居住（住民票がある）する方
- ※地域要件について詳しくはお問い合わせください
- ・採用後、燕市へ住民票を異動させ、燕市内に居住できる方
 - ・地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、地域を元気にするために意欲的に行動できる方（居住地の自治会に参加していただきます）
 - ・普通自動車運転免許を取得または活動開始までに取得見込みであり、日常的な運転に支障のない方
 - ・市の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
 - ・地方公務員法第 16 条（*2）の欠格事項に該当しない方
 - ・心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
 - ・パソコンの一般的な操作（ワード、エクセル、電子メール、SNS 等）ができる方
 - ・土日祝日、早朝夜間の勤務、会議、行事参加等の不規則な勤務体制に対応でき

る方

(*1) 特別交付税措置に係る地域要件確認表

https://www.soumu.go.jp/main_content/000862230.pdf

(*2) 地方公務員法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000261>

4、勤務について

燕市役所農政課および市内協力農家にて勤務

原則 月 20 日勤務

概ね週 35 時間（1 日あたりの活動時間は概ね 7 時間程度を基本）

※活動内容によって早朝勤務や夜間の会議やイベント従事、土日若しくは祝日に勤務となる場合があります。

5、雇用形態

燕市の会計年度任用職員

※期間は採用された日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

次年度からは毎年度委嘱し、最長 3 年間まで更新可能となります。

※任期は 3 年間ですが、任期終了後も引き続き燕市内に定住し、地域の活性化のためにご活躍いただけることを期待します。

6、報酬・手当等

時給 1,389 円（燕市会計年度任用職員報酬に準ずる）

※その他、期末手当あり。退職手当等は支給しません。

※社会保険料等本人負担あり。

7、待遇・福利厚生

(1) 健康保険・厚生年金・雇用保険等の社会保険に加入します。

(2) 住居費については市が補助します。※金額の上限あり

(3) 転居に要する費用、水道光熱費、通信費、自治会費等は個人負担となりま

す。

- (4) 活動用の車両、備品等は必要に応じて貸与します。
- (5) 活動に必要な消耗品、出張の旅費等は支給します。
- (6) 地域おこし協力隊員を対象とした研修への参加を予定しています。

8、申込受付

随時（選考は随時行うため、隊員の採用が決定次第、募集を終了します。）

9、応募手続き

- (1) 燕市地域おこし協力隊応募用紙
※燕市ホームページからダウンロードしてください。
- (2) レポート『燕市地域おこし協力隊員に応募した動機』
『燕市地域おこし協力隊員としてやりたいこと』
- (3) 住民票の抄本（申込時点のもの）
- (4) 普通自動車運転免許証の写し（両面）

（以下の書類は地域おこし協力隊経験者であって地域要件の特例の適用を受ける方のみ提出してください）

- (5) 2年以上地域おこし協力隊として活動し、かつ、解嘱から1年以内であることが確認できる書類（委嘱状・解嘱状の写し等）

10、応募先

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1934 番地
燕市役所 産業振興部 農政課 生産振興係 宛

11、選考方法

- (1) 第一次選考
応募用紙をもとに書類選考し、結果を文書にて応募者全員へ通知します。
- (2) 第二次選考
第一次選考合格者を対象に面接を行います。詳細は第一次選考結果を通知する際にお知らせいたします。

(3) 最終選考結果の通知

第二次選考後 10 日前後を目安に選考結果を第二次選考対象者全員に通知します。

(4) その他

応募にかかる費用（書類申請、面接に伴う交通費等）はすべて応募者の自己負担となります。また提出された書類はお返ししません。

12、その他

(1) 燕市地域おこし協力隊設置要綱及び関係法令を必ずご確認の上ご応募ください。

(2) 選考の経過や結果についてのお問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。

<申し込み・問い合わせ先>

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1934 番地

燕市役所 産業振興部 農政課 生産振興係

TEL : 0256-77-8245 FAX : 0256-77-8504

mail : nousei@city.tsubame.lg.jp